

令和2年3月19日

新型コロナウイルス感染症の影響による被害について ガスの特例措置の認可等を行いました

関東経済産業局は、本日、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家に対する特例措置の認可等を行いました。

1. 各都道府県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しています。
今般、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、本制度の貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業や失業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。
2. 上記特例措置に基づく「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の貸付を受けたガスの需要家に対する特例措置等として、下記事業者から、本日付けで、小売全面自由化後の経過措置に係る小売料金その他の供給条件及び託送料金その他の供給条件について特例措置（料金の支払期限の延長）の認可申請等があり、電力・ガス取引監視等委員会の意見も踏まえ、即日特例措置の認可等（別紙1参照）を行いました。
3. なお、今後、被害が深刻化・長期化した場合などには、事業者から適宜申請を受けて、速やかに特例措置の認可等を行う予定です。

記

- 一般ガス導管事業者（5事業者）
 - 旧一般ガスみなしガス小売事業者（1事業者）
 - 旧簡易ガスみなしガス小売事業者（2事業者）
- 別紙2参照

（本発表資料のお問い合わせ先）

関東経済産業局資源エネルギー環境部ガス事業課長 芳賀潤一

担当者：古川、北村

電話：048-600-0411（直通）

F A X：048-601-1298

(一般ガス導管事業者)
託送供給約款についての特例措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る託送供給について、託送供給依頼者から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの使用者を需要家とする払出地点に係る令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）及び3月検針分（※）の託送供給料金の支払期限をそれぞれ1ヶ月延長する。

※京葉瓦斯株式会社は令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の託送供給料金の支払期限をそれぞれ30日間延長する。

(一般ガス導管事業者)
最終保証供給約款についての特例措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）及び3月検針分をそれぞれ1ヶ月延長する。

(旧一般ガスみなしガス小売事業者)
指定旧供給区域等小売供給約款についての特別措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家のガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）、3月検針分、4月検針分及び5月検針分の支払期限をそれぞれ30日間延長する。

(旧簡易ガスみなしガス小売事業者)
指定旧供給地点小売供給約款についての特別措置の概要

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けたガスの需要家から申し出があった場合、以下の措置を適用する。

1. 新型コロナウイルス感染拡大の影響により、生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置に基づく貸付を受けた需要家のガス料金の支払期限について、令和2年2月検針分（支払期限日が令和2年3月25日以降となるもの）及び3月検針分をそれぞれ1ヶ月延長する。

(別紙 2)

ガスの特例措置の認可等を行った事業者

○一般ガス導管事業者：(5 事業者)

事業者名	法人番号	供給区域
京葉瓦斯株式会社	8040001026108	千葉県
坂戸ガス株式会社	6030001068771	埼玉県
武州瓦斯株式会社	7030001055496	埼玉県
静岡ガス株式会社(※)	4080001002686	静岡県
大多喜ガス株式会社	3040001059104	千葉県

※ 静岡ガス株式会社のみ最終保証供給約款の特例措置承認を含む

○旧一般ガスみなしガス小売事業者 (1 事業者)

事業者名	法人番号	供給区域
京葉瓦斯株式会社	8040001026108	千葉県

○旧簡易ガスみなしガス小売事業者 (2 事業者)

事業者名	法人番号	供給地点群名	所在地
株式会社サイサン	9030001003544	伊奈栄第一団地	埼玉県北足立郡伊奈町栄 2
		伊奈栄第二団地	埼玉県北足立郡伊奈町栄 5
		光ヶ丘団地	埼玉県北足立郡伊奈町小針新宿 569
		上尾平塚団地	埼玉県上尾市平塚
		伊奈町小室地区	埼玉県北足立郡伊奈町小室 7964-11
		上尾市地頭方地区	埼玉県上尾市地頭方 311-2 区
		大宮ニツ宮団地	埼玉県さいたま市西区ニツ宮字岸の町 73
		六建ニュータウン	埼玉県上尾市大字今泉 221-42 他
		清河寺団地	埼玉県さいたま市西区清河寺中原 864
住友指扇団地	埼玉県さいたま市西区指扇領別所 358		

事業者名	法人番号	供給地点群名	所在地
株式会社サイサン	9030001003544	上尾富士見団地	埼玉県上尾市富士見 2-5
		上尾ニツ宮地区	埼玉県上尾市ニツ宮 1114
		上尾市上・桶川市神明地区	埼玉県上尾市上 39
		入間台団地	埼玉県入間市新久 820-236
		むさし野団地	埼玉県日高市大字高萩相原 1681
		嵐山文化村	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野 813-1
		草加ネオポリス団地	埼玉県草加市長栄町 199 番地
		つつじヶ丘団地	埼玉県本庄市大字下野堂字杉根 66
		妻沼南団地	埼玉県熊谷市弥藤吾字下田道下 990-6
		大栄杉戸団地	埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野 623
		原宿台団地	茨城県猿島郡五霞町原宿台
		東松山マイタウン	埼玉県東松山市大字東平字河内 1 番地
		東松山月中団地	埼玉県東松山市大字東平大谷
		ブルーミングガーデン昭島	東京都昭島市武蔵野 3 丁目 5 番 1 他
		小林団地	千葉県印西市小林 1588
		フラワーヒル柿岡	茨城県石岡市柿岡 1029
		日鉱前田団地	茨城県東茨城郡茨城町大字長岡字大連寺 3312-16
		山田町吉野住宅	千葉県香取市小見 1652 及び 1661
		宇都宮市茂原地区	栃木県宇都宮市茂原町 919-4
		若穂団地	長野県長野市若穂 2970 番地
城山団地	長野県南佐久郡佐久穂町畑		
NK ニュー相模	神奈川県相模原市中央区淵野辺本町 5 丁目 32-9		

事業者名	法人番号	供給地点群名	所在地
株式会社サイサン	9030001003544	油壺シーサイドタウン	神奈川県三浦市三崎町諸磯字屋志倉 1201
		地産団地大井川	静岡県焼津市高新田 318
		西武吉井ニュータウン「南陽台」	群馬県高崎市吉井町南陽台 4-1
		石打地区	新潟県南魚沼市上野 189 番地 2
		春日山団地	新潟県上越市中門前 2 丁目 1557
		金子中央団地	埼玉県入間市金子中央 11-1
大多喜ガス株式会社	3040001059104	栢橋団地	千葉県市原市栢橋 100- 1
		国吉台団地	千葉県市原市西国吉字庚申山 1716-1-22
		潤井戸団地	千葉県市原市潤井戸君ヶ谷 2053
		高津戸団地	千葉県千葉市緑区高津戸町 45-1